



# 千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)  
電話(鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 043(222) 7207 番  
94.5.18 No. 3986

## 別差用登士転運

# 組合の立場を明確にする



## 5/2 労審会審査請求

昨年六月一日に、千葉県地方(本社総合企画本部投資計画部)労働委員会が、動労千葉の主張を全面的に認めて出された勝利命令を不服として、会社側が再審査を申し立てていた「予科生等運転士登用差別事件」の第一回審問が五月十二日、中央労働委員会において開かれ、当該予科生も出席する中、伊藤嘉道が行なわれた。

### 業務移管、配転の不当性がさらに明らかに

伊藤(前千葉支社人事課長)証言

本件で、千葉地労委が会社側の不当労働行為を認定した点は①八十六年三月と十一月及びJRでの業務移管②予科生の本科入学での面接③動労千葉以外の予科生で先に実施したハンドルの訓練 ④車掌への昇進試験を会社が認めなかったこと ⑤JR総連中心の運転士登用、の五つの点である。

伊藤は、この中で主に業務移管に関連する証言を行なったが、千葉から東京への業務移管についてはキ口数などを出すもの、東京から東北や高崎に出された業務については、具体的に数字を出せなかった。これは、千葉からの移管が類を見ないものだったからである。

さらに、同じ業務でありなが

ら、車掌の業務は移されていないことも証言し、運転士を中心に握る動労千葉から仕事を奪うことが狙いであったことがあらためて明らかとなった。

また、要員の配転では、業務上の必要と通勤事情などで決める旨の証言を行なったが、この間の動労千葉組合員への配転は、何ら合理性のないものである。

千葉転から館山へ一名、さらに館山から千葉転へ一名と、本人の意志や通勤など考えてもいない配転をみてもその不当性は明らかである。本社の地位ある者が中労委でこのような証言を行なうこと自体JRの本質をよくあらわしているといえるのである。

次回審問 6月23日

### 全ての予科生が全力結集しよう!

次回審問(六月二十三日、十時から)では、田中彰証人、福島清証人への組合側反対尋問と、組合側の田中書記長に対する主尋問及び反対尋問が行なわれる予定となっている。

## 32回 定期委員会に結集しよう!

◎日時・5月28日(土) 13時  
◎場所・千葉市民会館

●春闘対象総括 ●情勢と闘いの方針 etc

### 多数の組合員へ傍聴を!

